

令和7年4月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和7年4月25日（金）

午後2時34分～午後4時28分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和7年4月25日（金）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 6 番	井 出 茂 康
2 番	小 林 正 幸	1 7 番	漆 原 豊 彦
3 番	永 野 良 徳	1 9 番	宮 治 政 彦
5 番	西 山 弘 行	2 0 番	安 藤 康 彦
6 番	関 根 栄 一	2 2 番	澤 野 孝 行
7 番	齋 藤 義 治	2 4 番	神 崎 享 子
8 番	井 上 哲 夫	2 5 番	砂 川 耕 介
9 番	上 田 洋 子		
1 0 番	吉 川 誠		
1 1 番	飯 田 芳 一		
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		
1 5 番	伊 澤 忠 治		

欠席委員は、次のとおり

4 番	田 代 恵美子	1 4 番	加 藤 登
1 8 番	北 村 利 夫	2 1 番	佐 藤 智 哉
2 3 番	平 川 勝 昌		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間
主 査	森	主 査	久 保

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 農地造成工事届出について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 非農地証明願について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 相続税の納税猶予に係る農用地利用集積等促進計画案
について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案につい
て |
| 日程第 9 | 報告第 1 号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 10 | 報告第 2 号 | 藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告につ
いて |
| 日程第 11 | 報告第 3 号 | 令和 6 年度農業委員会業務報告について |
| 日程第 12 | 報告第 4 号 | 令和 7 年度農林関係予算について |
| 日程第 13 | 報告第 5 号 | 令和 7 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る
意見の措置状況について |

開会 午後2時34分

事務局（山本事務局長） それでは、「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

まず初めに、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数20名でございます。

なお、開会に先立ちまして、事務局より人事異動の御報告をさせていただきます。

4月1日の人事異動によりまして、局長の幸田、事務局職員の山澤、松下の3名が異動となりまして、後任といたしまして、私・山本と松森、守田、以上の3名が着任いたしました。今年度につきましても、事務局一丸となりまして取り組んでまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、引き続き御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をいただきたいと思います。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を、総会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

4月ですから、ただいま新しい事務局の方が着任をされました。ひとつよろしく願いを申し上げます。

最近の話題ですが、何と言ってもトランプ大統領の話、あとは米の話ですね。これがこのところの大きな話題になっております。

米と言いますと、日本の景気の中でも、ターニングポイントになるようなことが、いろいろなことが過去にもございました。一番古い話では、1958年（昭和33年）、東京タワーができた年です。東京タワーは、偶然にも333mということがございます。

そのときに、ある論文（本）が出ました。これが『頭脳』という本ですが、慶應大学の医学部教授の林麟という先生が書いた本ですが、その中で、何を言ったかというところ、「米を食べるとバカになる。」、「パンを食べると利口にな

る。」と、こういうことを言っています。

そういうことで、一つの時代で、小麦粉がアメリカから大量に輸入される、一つのきっかけもなりました。

その後、ずっと経済成長をしてきたのですが、御存じのように、平成になりまして、平成5年（1993年）だと思いますが、米が大凶作になりまして、そのときは、どういうことが起こったかという、非関税障壁ということで、アメリカからいろいろなことを言ってきました。

前にもちょっと話をしましたが、日本には「大店法」というのがございまして、いわゆる小売商を守ろうということで、一つの法律ができました。それが、アメリカの圧力によって廃案になったというふうなことが1993年です。

それから、トイザラスですとかコストコですとか、そういう企業が大量に入ってきてまして、日本でも大型スーパーがどんどんできまして、小売店がシャッター街になるきっかけになっております。

それで、今回も、いろいろな話を総合すると、どうも自動車と農産物の、ある程度の駆け引きが行われるのではないかということでございます。

もしこのまま、以前のようないろいろなことが起きまして、米がもしアメリカ、外国から安い米がどんどん入ってきたら、日本の農業はどうなるのかなということが大変に危惧をされております。

どのような政治決着がつくのかわかりませんが、多分小売店がどんどん減ったのと同じように、日本の農家がどんどん減っていくということは、今予想されておりますが、5年後、10年後には、現在の半分から3分の1あるいは4分の1ぐらいの農家になってしまうのではないかとされています。

これは、農水省の試算で出ておりますが、このことを踏まえて、これから日本の農業をどのようにするのかということは、今回の交渉の中でも、一つのポイントかなと思っておりますので、この農業あるいは都市農業を守るためにどうしたらいいのかということは、皆さんとともにいろいろ考えて、あるいは市や県や国へいろいろなことを要望していきたいと思っておりますので、その節は、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから4月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございます。

それでは、これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（坂間主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、20番の安藤康彦委員と、22番の澤野孝行委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、5人。所有面積、437a。耕作面積、393a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤の2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計879㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、耕作面積、ともに42a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農

次に移ります。

日程第3、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、用田の1筆。地目、畑。地積、1,924㎡。内容、権利の種類、所有権移転。転用目的、駐車場及び資材置場。農用地区域除外日、平成2年3月31日。農地種別、第2種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、漆原委員。

17番（漆原豊彦委員） 資料は8ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「新用田辻」交差点より、北東に約300mの土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断いたしました。

譲受人は、県央エリアを拠点に建設業を営んでおり、今回、事業を湘南エリアに拡大するに当たり、新たな資材置場及び駐車場の適地を探していたところ、当該地が湘南エリアへのアクセスもよく、土地の規模や費用面からも適地であると判断したものです。

申請地は東側が道路、西側は雑種地、南側が資材置場、北側が宅地になります。

出入口は東側で、西側はコンクリートブロックを既存部分以外は新たに設置し、北側は既存の擁壁がありますので、それを利用し、被害防除とします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「非農地証明願について」、御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、瀬郷、1筆。地目、畑。地積、79㎡。内容、昭和50年頃より住宅の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。農地種別、第1種農地。現地確認日、令和7年4月15日。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、長後の1筆。地目、畑。地積、231㎡。内容、平成9年頃より駐車場の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年度航空写真。農地種別、第3種農地。現地確認日、令和7年4月15日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

12番、三上委員。

12番（三上健一委員） 資料は、13ページをお開きください。

本件の申請地は、県道丸子・中山・茅ヶ崎線の「宮原」交差点から南東に約250mの土地になります。

申請者は、瀬郷の土地を昭和50年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのことでした。

申請地の農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地は、原則、非農地証明に該当しませんが、集落に接続しており、住宅の敷地であるため、例外的に非農地として証明できます。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和7年4月15日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

番号3は、用田を中心に22aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号4は、遠藤で199aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号5は、葛原を中心に348aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことです。

番号6は、瀬郷を中心に64aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号7は、打戻を中心に54aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号9は、3月7日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において、新たに農業を開始する方で、資料は18ページからとなります。

当該地では、ベビーリーフ等を栽培し経営していくとのことです。御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号11は、遠藤を中心に126aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号12は、3月7日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において、新たに農業を開始する方で、資料は21ページからとなります。

当該地では、キャベツ等を栽培し経営していくとのことです。六会・長後地区の地区協議会におきまして、就農計画等について確認しております。

番号13は、西俣野を中心に121aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

番号15、17は、西俣野を中心に24aを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を栽培していくとのことです。

番号16は、西俣野で28aを耕作している方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培していくとのことです。

いただきます。

議案書の26ページをお開きください。「会議の開催状況」を記してごさいます。

「総会」、「地区協議会」は、毎月開催いたしました。

「施策検討小委員会」につきましては、農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見といたしまして、市長へ提出する意見の協議を6月に行いました。

「藤沢市畜産振興審議会」、「藤沢市農業振興地域整備促進協議会」、「藤沢市都市農業振興推進協議会」につきましては、いずれも事務局が農業水産課となりまして、農業委員会から選出された委員が御出席をされております。

合計といたしまして、会議を53回開催しております。

続きまして、27ページを御覧ください。

27ページ以降につきましては、その会議の詳細となっております。

ページをおめくりいただきまして、31ページまでが会議の詳細となっております。

ページをおめくりいただきまして32ページが、農地法第3条の許可と届出の件数となります。

右隣33ページと、一枚おめくりいただきまして34ページが農地法第4条の件数となっております。

右隣35ページと、一枚おめくりいただいて36ページが、農地法第5条の件数となっております。

右隣37ページが、農地法第18条第6項による通知書（合意解約）の件数となりまして、下段につきましては、農地造成工事の届出状況となっております。

ページをおめくりいただきまして38ページ、39ページにつきましては、相続税・贈与税の納税猶予制度関係の件数となっております。

おめくりいただきまして40ページにつきましては、市外農業者の市内農地取得地区別内訳となっております。

右の41ページにつきましては、農用地利用集積事業（利用権設定等促進事

できます。

議案書の43ページをお開きください。「令和7年度農業委員会費」の内訳でございますが、上段の「農業委員会関係費」は、委員さんの報酬や旅費などで、令和7年度は1,216万円を計上しておりまして、昨年度比9,000円の増となっております。

主な増の要因は、農業委員大会の横浜開催に伴う旅費の増額によるものでございます。

続きまして、下段の「農業委員会事務費」でございますが、令和6年度から502万円が増額となり、700万5,000円となっております。

こちらの増額の主な要因でございますが、農地転用履歴を事務局で紙媒体で管理しているものを電子データへ整備するために業務委託の経費による増によるものでございます。

続きまして、農業水産課から御説明をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

農業水産課（及川課長） それでは、私からは、令和7年度予算について、御説明をさせていただきます。

議案書の45ページを御覧ください。令和7年度一般会計款別予算の前年度との対比表となっております。

下段に合計がありますが、令和7年度の一般会計予算につきましては1,808億9,500万円となっております。これは、前年度と比較しますと129億8,900万円の増となっております。

「農林水産業費」につきましては、中段に太字で表記しております。令和7年度当初予算額は7億6,685万8,000円で、前年度と比較しますと3億1,118万3,000円の増となっており、前年度対比168.3%という伸び率は、一般会計全費目の中でも一番の伸び率となっております。

それでは、主な事業について、御説明をいたします。

時間も限られておりますので、新規事業や拡充事業を中心に御説明いたします。46ページを御覧ください。

「農業者等原油価格・物価高騰対策助成費」につきましては、飼料価格が高水準で推移しているため、畜産経営を圧迫していることから、飼料購入に係る経費の負担増に対して支援を行うものでございます。

これまでは、補正予算での対応となっておりますが、令和7年度は当初予算として措置をしております。

47ページに移りまして、「地産地消推進事業費」につきましては、前年度と比較して10万6,000円の減となっておりますが、これは、アンケート調査にかかる郵送費を、文書統計課に付け替えたもので、実質的には前年並みの予算となっております。

48ページの、「水田保全事業費」になります。こちらは、前年度と比較して197万1,000円の増となっております。

1の「水田保全事業奨励金」につきましては、環境に配慮した水稻栽培に取り組む水田耕作者に対し、1㎡当たり50円以内、10a当たり5万円以内の奨励金を交付するものですが、このところ、予算額を上回る申請があり、昨年度は、1㎡当たり45円の交付となっております。そこで、今年度は、予算の半額の1,400万円について、ふるさと納税の寄附金を財源として充当することで、1㎡当たり50円の交付が可能となるよう予算を拡大したものでございます。

しかしながら、現時点で、昨年申請面積を大幅に上回っておりまして、予算は増やしたものの、満額の㎡当たり50円を交付するのは難しい状況となっております。

なお、申請につきましては、今月いっぱいとなっておりますので、まだ申請をしていないという方がいらっしゃるようでしたら、御注意をお願いしたいと思います。

続いて、49ページに移りまして、「担い手育成支援事業費」につきましては、前年度と比較して15万1,000円の減となっております。1の「新規就農者に対する支援」につきましては、農業次世代人材投資資金の受給対象者が3人、令和4年度から名称が変わりまして「経営開始資金」となりました。

が、こちらの受給対象が、予定も含めて13人となっております。

2の「農業研修受入支援事業」につきましては、藤沢市で就農を予定している研修生を3か月以上、かつ38日以上研修の受け入れを行った農業経営士及び認定農業者に対し、研修生1人当たり3万円を支給するものでございます。

6の「景観形成事業」につきましては一昨年度までは遠藤の農地で、藤友会にコスモスの栽培をしていただき、摘み取りのイベントまでを委託をしていたものですが、昨年度から、稲荷の荒廃地を開墾し、菜の花の栽培と摘み取りのイベントを藤友会に委託している委託料となっております。

今年度も同様に菜の花の栽培と摘み取りのイベントを委託していく予定でございませう。

50ページに移りまして、「産地競争力強化事業費」につきましては、前年度と比較して2,026万6,000円の増となっております。

これは、拡充事業として新たにビニールハウスフィルム張り替え補助事業を創出したものでございまして、このフィルム張り替えにつきましては、4月22日にJAの六会支店で、本日25日にJA経済総合センターで説明会を開催しております。

50ページの下段のほうに、【将来にわたる効果及び費用】の記載がございます。2の「将来にわたる費用」として、令和8年度、令和9年度も、今年度とほぼ同様に2,000万円の財政負担の見込額を要望しておりますが、これは、毎年度予算編成において決定するものでございまして、来年度以降、実施することを約束するものではございません。

51ページには、各部会からの要望に基づき、産地競争力の強化に資する機械等の導入を支援するものについて記載をしておりますので、後ほどお目通しください。

52ページ、53ページは、これまでも行っている事業ですので、飛ばささせていただきます。54ページを御覧ください。「畜産経営環境整備事業費」につきましては、前年比7,715万8,000円の増となっております。

本事業は、畜産経営に必要となる畜舎や設備機器、家畜排泄物処理施設等の

改修及び更新を行う畜産農家に対して助成を行うもので、今年度は、牛舎の新築工事や養豚農家を実施する井戸の新設工事等に対する補助を行うもので、本事業もふるさと納税の寄附金を7,000万円弱充当しております。

続いて、55ページになりますが、「農業用水路等改修事業費」は、前年比278万4,000円の増となっております。

本事業は、各水利組合から提出される水路等の改修及び補修の計画に対し、必要となる補助金を措置するものですが、これまで、要望に対し満額回答をすることがなかなか難しい状況でございましたが、令和7年度は、財源としてこちらもふるさと納税の寄附金を充てることで、各水利組合からの要望に対し、満額回答することができました。

最後に、56ページの「農業基盤整備事業費」になりますが、こちらは拡充事業として、農業用取水施設、具体的にはゴム堰と点と堰の機能保全計画の策定を行うための予算を措置しております。

以上のように、令和7年度予算につきましては、財源としてふるさと納税の寄附金を、約1億円農林水産業費に充てていただきました。

これは、農産物や水産物がふるさと納税の返礼品として市税の確保に貢献していることを評価されたことによるものだと考えております。

今後も、皆様の御協力によってふるさと納税の返礼品を充実することで市税の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、寄附者の皆様にも、寄附したお金が水田の保全や畜舎の新築、水路の維持・保全などに使われていることを示すことによって、さらなる寄附の動機づけになればと考えております。

以上で、「令和7年度農林関係予算」の説明について、終わらせていただきます。

農業水産課（坂口課長補佐）　続きまして、「農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」、回答を読み上げさせていただきます。

1つ目の「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」、(1)の「水田の保全に対する支援・助成について」の、①の回答になります。

水田保全事業奨励金の令和7年度予算は、前年度から300万円増額し、2,800万円となっています。今後につきましても、本市の水田を維持していくことは大変重要であると考えておりますので、今後も事業が継続できるよう取り組んでまいります。

また、これまで、本事業の財源は、環境基金からの繰り入れを活用しておりましたが、令和7年度予算からは、農林水産業費寄附金を新たに充当することで、事業費の増額につなげております。

②の回答になります。

農作業環境の向上に向けた支援策につきましては、国の補助事業である農地耕作条件改善事業を活用することで、地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備が可能となりますが、小規模な整備で国庫補助金の対象とならないケースがございます。

これに対して、神奈川県では、今年度から小規模農地基盤整備事業を創設し、事業費の3分の1を市が負担することで、県が主体となり事業を実施するとしており、今年度は、城・稲荷地区の圃場整備について、6月補正予算の要求をしています。「予定」と書いてありますが、実際は、今要求をしている状況でございます。

当該事業については、地域計画に記載されている各地域の課題解決に活用できる財源と捉えており、今後も必要な支援に活用してまいります。

(2)の「農道や水路等の整備について」、①の回答です。

多面的な機能を有する水田の保全に当たり、農業用水路施設の機能確保の重要性や、施設の老朽化に伴う改修の必要性、併せて農業者の方々の機能確保への負担が多くなっていることは、認識しております。

本市では、地域資源の保全活動や、施設の長寿命化のための補修や更新に対して交付金が出る多面的機能支払交付金の活用について、水利組合などに提案させていただいており、負担軽減につながるものとして実施しております。

今後は、堰などの大規模な水利施設が耐用年数を迎える中、引き続き、さがみ農協稲作部会などと本市の農地保全の方向性を協議しながら、地元負担のあ

り方について検討してまいります。

②の回答です。

一般車両との事故防止や農作業への支障が出ている道路についての対策につきましては、城・稲荷地区の通過交通量が多い道路に対し、今年度も、水田作業中につき、農耕車に配慮して通行するよう看板を設置し、注意喚起を行ってまいります。

③の回答です。

昨年度、畑灌水施設で生じた故障等の不具合については、緊急的な対応が必要と判断し、市の修繕費予算にて対応した経緯がございます。

今後は、予防保全の観点から、定期的な点検を踏まえ、市補助金を活用いただくとともに、大規模な改修に備え、どう対応していくのか、御意見を頂戴しながら検討してまいります。

(3)の「地域計画の策定についての回答です。

令和5年度、令和6年度の2か年で、農業委員会や関係機関と連携し、地域計画策定に向けた話し合いを、全16地区で実施し、11地区で策定しました。

今後につきましては、地域計画に記載されている課題の解決や、将来像の実現に向け、継続して検討するとともに、農業委員会や関係機関との連携を密にして取り組みを進めてまいります。

2番目の「遊休農地の発生防止・解消のための施策」、(1)の「遊休農地の発生防止について」の回答です。

本市としては、農地の遊休化を回避するための実効性のある施策としまして、新規就農者を初めとする拡大意向のある農業者等に対し、遊休化した農地をあっせんするなど、農地の利用を促進、集約することで、遊休農地の解消と発生防止に努めてまいります。

(2)の「遊休農地解消における支援について」の回答です。

遊休農地解消対策事業につきましては、多くの農業者が事業を活用できるよう、関係機関と連携し周知することで、利用拡大を図ってまいります。

また、昨年度は、城・稲荷地区で長年遊休農地になっていた水田を、新規就農者が開墾するなど、県事業で約38a、市事業で約62a、合計1ha解消いたしました。

引き続き、補助単価の増額も含め、検討することで、遊休農地が減少するよう努めてまいります。

(3)の「遊休農地からの被害防除に対する支援について」の回答です。

農業委員会と連携し、遊休農地所有者に対しての指導を行ってまいります。

3番目「新規参入の促進のための施策」、(1)の「後継者や新規参入者への支援について」の回答です。

国の経営開始資金については、農業後継者でも交付対象になりますが、新規参入者と同等のリスクを負うことになるので、活用を希望する後継者に対して丁寧の説明をするよう努めてまいります。

農業用施設や機械の更新費用につきましては、農業後継者の要望を伺い、令和7年度は果樹生産を行う後継者に対し、高所作業車、乗用草刈り機の導入に対して予算措置いたしました。

新規就農後の所得補償については、就農相談を受ける際に、国の経営開始資金等の支援制度について説明するなど、安定した農業経営ができるよう支援してまいります。

(2)の「マッチング制度の創設について」の回答です。

新規就農者と農業者のマッチングについては、地域計画の話し合いの場において、農地情報の交換等、双方にとって効果的な情報交換がされるなどの好事例もあることから、引き続き、地域計画の話し合いにおいて、新規就農者と農業者が情報交換できる場となるよう、継続して努めてまいります。

また、新規就農者につきましては、農協各支店の運営委員会において紹介するなど、より地域の農業者との連携を図ることができるよう取り組んでまいります。

4番、「その他地域の農業の維持・発展のための施策」、(1)の「地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について」、①の回答です。

藤沢産農畜産物の小中学校給食における利用促進につきましては、引き続き、関係機関と連携し、より多くの藤沢産農畜産物を給食で使用することで、地産地消の取組を進めてまいります。

また、地産地消モデル校については、学校周辺の農業者に給食用として出荷していただけるよう J A さがみと連携し取り組んでまいります。

また、本市の地産地消を P R することができるよう、インスタグラムやユーチューブを活用するとともに、高校生・大学生に対して、水利組合で行う水路掃除への参加を呼びかけ、地域の農業者と共同作業を行うことで、農業に対する理解を深めるための取組を行ってまいります。

②の回答です。

藤沢産農畜産物の重要性については、機会を捉え、情報発信をしてまいりたいと考えております。

また、花卉については、令和 6 年度に、本庁舎の展示や、辻堂神台公園での「花育教室」の開催、植木生産者による「緑育教室」の開催、長久保公園において、茅ヶ崎市や寒川町との連携による「湘南花の展覧会」を実施するなど、P R を行いました。

今年度も、これらの取組を継続して実施してまいります。

(2) の「農業経営への支援について」、①の回答です。

援農ボランティアにつきましては、引き続き、市ホームページや『広報ふじさわ』で講習会の開催等を周知するとともに、講習会において農業者をサポートするボランティアを養成してまいります。

農外からの人材確保につきましては、ボランティアをお願いしたい農家と、ボランティアをしたい市民とのマッチングについて、他市の先進事例を参考とするなど、令和 8 年度末に策定予定の「第 3 次藤沢市都市農業振興基本計画」に向けた検討事項としたいと考えております。

また、農福連携につきましては、農業者が福祉事業所と農作業受委託契約を締結し、農作業の対価として支払う委託料の一部について、継続し補助してまいります。

令和6年12月に「かながわ農福連携推進協会」が設立され、今後、県内でも農福連携がさらに推進されることから、協会の動向について注視してまいります。

②の回答です。

直売所等へ出荷する農業者に対する支援としましては、現在、「藤沢産」ロゴマークシールの無償配布を行っております。引き続き、団体からの要望がございましたら、支援策について検討してまいります。

③の回答です。

燃料や肥料、飼料の高騰が、経営に大きな影響を与えていることは認識しており、令和6年度は補正予算により対応いたしました。しかしながら、資材・飼料の価格は依然、高止まりの状態であるため、令和7年度は、畜産飼料購入にかかる経費の負担増に対する補助事業に加え、栽培環境を向上させるためのビニールハウスフィルム張り替えに対する補助事業を、新たに予算化することで物価高騰に対する支援を行ってまいります。

④の回答です。

藤沢産農水産物のPRを行うとともに、サンセットマルシェや元気バザールなどの会場において、農畜産物の販売の場を提供することで、販売力強化を支援してまいりたいと考えております。

(3)の「有害鳥獣対策に係る支援について」の回答です。

令和7年度の処分費支援につきましてはJAさがみからの要望を受け、23頭増やし73頭分を予算措置しております。

また、特定外来生物として水田の畦畔に穴をあけてしまうアカミミガメ駆除に対する補助事業を、新たに予算措置いたしました。

有害鳥獣の相談受付窓口等につきましては、生活被害は環境保全課、農業被害は農業水産課となっておりますので、ホームページ等で周知してまいります。

ジャンボタニシにつきましては、水利組合が行う駆除作業の支援を行うとともに、稲作部会からの要望により、粒状石灰窒素導入事業の補助を行ってまい

ります。

今後も引き続き、稲作部会や水利組合からの要望を伺い、対応を図ってまいります。

(4)の「農業・農地の有益性に関する啓発について」の回答です。

農地の多面的な機能や、農地があることの重要性については、「第2次藤沢市都市農業振興基本計画」のQRコードを、各種講座等のチラシに載せるなど、市民への周知に取り組んでまいります。

また、農地への不法投棄等への対応につきましては、引き続き、関係機関と連携し取り組んでまいります。

(5)の「浸水対策について」の回答です。

市内を流れる河川には、川ごとに河川整備方針が定められており、これに基づき河川整備計画が策定されています。

未改修区間につきましては、改修事業の実施により、神奈川県の実整備目標を達成することについて、これまでも神奈川県に対し要望してきており、引き続き要望してまいります。

(6)の「農業残渣等の廃棄に係る支援について」の回答です。

1つ目としまして、統一した対応を図ることについては、個別の事案における「やむを得ないものと言えるかどうか」については、「公益上もしくは社会の慣習上、やむを得ないと言えるかどうか」及び「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるかどうか」を勘案して判断されるものになります。

2つ目としまして、廃棄物処理における農家支援の方策については、JAさがみのハウス部や植木生産組合において、剪定枝と廃棄物の処分に苦慮していることを認識しております。

剪定枝の処分につきましては、山梨県で取り組まれている無煙炭化器を活用した4パーミルイニシアチブの取組を紹介するなど、支援策について、検討してまいります。

(7)の「自然災害による農産物等の被害対策について」の回答です。

災害への対応については、農業者自身が収入保険に加入するなどして対応す

るものですが、想定外の被害となった場合等、状況によっては、局地的な災害についても補助対象にすることを検討する必要があると考えております。

(8)の「中小規模経営体の支援について」の回答です。

第2次藤沢市都市農業振興基本計画におきましても、藤沢市の農業の将来像として「守り・育み・次世代につなぐ、魅力ある都市農業」を掲げております。将来に向けて営農が継続されるよう、引き続き必要な支援策を検討してまいります。

回答は、以上になります。

議長（齋藤義治委員） ありがとうございます。

ただいま事務局及び農業水産課の説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

西山委員。

5番（西山弘行委員） 59ページの、(2)の②の回答ですが、これは自分の地元なので、よくわかるのですが、「看板を設置し、注意喚起を行ってまいります」という文言がありますけれども、この看板というのが、まず全く意味をなしていなくて、通過車両優先を前提にした看板ですよ、これ。農業者優先ではないんですよ、私たちに言わせると。

だから、通過車両が、「おい百姓、どけ」、農家は「すみません、ちょっとやらせてもらいます」みたいな現状です。

それで、一回、看板の文言を考えてくれと言われて書いたことがあるんですけども、一言も、私が出した文言は入っていませんでした。

だから、この回答って、誰に対して行っているものでしょうか。

農業水産課（坂口課長補佐） 城・稲荷の通過交通の関係で看板を設置してほしいということと、併せて道路の通行規制を考えてもらえないかですとか、農耕車優先というふうにならないのかということころは、毎年問い合わせをいただいているところ、皆さんがかなり嫌な思いをされていることがあるというのは、毎年聞いているところでございます。

今やっていることとしましては、大きな通過交通になっている直線道路の入

口になる南側のところの民地をお借りして看板を立てて、「農作業中のため、通行に御配慮ください」というところと、あと、突き当たりの大庭ポンプ場のところに柵をお借りして、ちょっと古くなってしまったので、また今年、取水前に取り替えたものを設置する予定でいるのですが、そういうところを使って「農耕車がありますので、配慮してください」というところを周知するような形をとっております。

これ以上の規制というところで、他市事例ですとか、いろいろ調べた経緯もありますけれども、どうしても藤沢市の道路自体が、全て認定道路というところで、そこが、道路法上の道路というところの意味合いからいって、通行止めにするですとか、優先は農耕車ですとか、そういうことが法律上ちょっと難しいというところが、なかなかすり合わせができないところで、農業水産課としても、どうしたものかというところが正直あるんですけども、今そういう意味で、回答は不十分かとは思いますが、できるだけ「配慮いただきたい」というところを、看板という形で周知させてもらって、あとは、通る人のモラルの問題だったりもするんですけども、通った人で、そこが目についた人は、「ああそうなんだ」というふうにわかっていただいて、通っていただけたらというふうに考えているところでございます。

回答としては不十分かもしれませんが、すみません。以上です。

5 番（西山弘行委員） モラルに訴えるというのは、私に言わせれば、日本人って世界の中でもモラルは最低の部類に入ると思うんですよ。そんな人間にモラルを説いても無駄だと思います。

だから、結局、じゃ農家と通過車両が五分五分なのかという話になると、当然お互いの主張を通すわけですから、けんかになるわけですよ。はっきり言って、私、1年か2年に一回は、必ず警察を呼んでいます、トラブルになって。

それを続けていいという解釈でいいんですか。

農林水産課（及川課長） 我々にできることとしては、注意喚起の看板を設置して、それこそモラルに訴えることぐらいしか、今のところできないので、やれることはやっていきますので、もし、また、問題があるようでしたら、その都度御

連絡をいただければ対応するようにいたします。

5 番（西山弘行委員） 現実に、田んぼにひどい、でかいゴミ、そういうものも入っているのです、それを取り出すのって大変なことなんですよ、埋まってしまっているのです。じゃ、そういうものの取ってもらえるんですか。

農業水産課（及川課長） それを農業水産課で取れるかと言われると、なかなか難しいところですけども、そういったことも含めて、そこを通る方のモラルに訴えるような投げかけしか、今のところできませんので、現場で作業をされている方は大変だと思いますけれども、我々としても、そういった部分での協力をさせていただきたいと考えております。

議長（齋藤義治委員） ほかの方の意見もあると思いますので、ひとつよろしく願いします。

他に意見のある方は……、井上委員。

8 番（井上哲夫委員） 農林水産業費、産地競争力強化事業費ということで、補助事業が、今年も 5 1 ページに載っていますけれども、今月の 2 2 日と、今日も何か説明会があるということでもありますけれども、その辺の補助の概要というか、例えば一番最後のビニールハウスのフィルムの張り替え補助事業で、1, 9 0 0 万余という金額がありますけれども、この辺も、説明会に来られた市内の農家の方も、結構いるようですから、話を聞きましたけれども、この辺の予算をオーバーして、手を挙げた人の中で、この予算をオーバーした場合に、その農家によって、例えばたまたま今年張り替えなければだめだよと、あるいは中には切れてしまっているというところもあるわけですけども、あるいは、それにまだ満たないけれども、補助事業に乗っかろうというような人もいるということも含めて、この予算以上にオーバーした場合には、どういうふうな優先順位を考えているかということをお願いしたいと思います。

あと、1 番から 7 番の中で、既にこういう補助事業があるということで、これが既にいっぱいになってしまっていますよというのか、あるいはまだ少し余裕があるのかということ、その辺のところをお願いしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員。

24番（神崎享子委員） 同じ内容のところなので、ここで言ったほうがいいと思ったのですが、ビニールハウスフィルムの張り替えということで、ガラス温室からビニールハウスへの張り替えとか、アクリルの波板からビニールハウスへの張り替えというのは除外されているんですね。

それは、どういう経緯で除外されたのか、ビニールハウスからビニールハウス、ビニールフィルムの関係で、フィルムを補助していただけるだけだったら、撤去はこちらでするので、アクリルの波板から、張るビニールフィルムへというのはできなかったのか、その辺を教えてください。

農業水産課（及川課長） フィルム張り替えの優先順位のところですが、これは、国の補助事業等に倣った形で、ポイント制にさせていただくことになっております。

具体的にどういうポイントがあるかと言いますと、例えば認定農業者の方ですとか、あと、地域計画への位置づけがある方、そういった方については加算をされるということで、ポイントの高い方から順に、予算をオーバーした場合には交付決定をしていくということになります。

これは、制度設計をするときに、事前にハウス部ですとか花卉温室部の皆さんにはアンケートをとらせていただいたのですが、そのアンケートの結果、約2,000万程度の補助金があれば、アンケートの結果だけ見ると、間に合うかなと判断していましたが、22日の説明会のときに、26、7名かな、今日もかなりの人数の方がいらっしゃっているようなので、恐らく予算的には超えてしまうだろうというふうに見ております。

先ほども言いましたけれども、来年度、再来年度についても、計画上は要望しておきまして、それがつくかどうかというところも、今年度の申請が多くて、要望が多いということになれば、来年度についても、折衝するに当たって、要求の理由としては非常に強いものになるかなというふうを考えておりますので、なるべく今年度に張り替えを希望されている方には、予算をつけたいとは思っていますけれども、今年度だめでも、来年度以降に張り替えをしていただくなど、そういった対応をしていただけるといいかなというふうに思っております。

それと、先にフィルムの張り替え、波板とかとかガラスからではだめなのかということですが、すみません、その制度のところ、そこがだめって書いてありましたか。

24番（神崎享子委員） 書いてありました。ビニールフィルムを補助してくれるけれど、波板とかガラスがちょっと不便になってきたので、ビニールにしたいというところの農家があるそうです。撤去費用はとても高いので、ガラスとかアクリルは。その撤去費用は、もちろんこちらで当たり前で持つんだけど、ビニールフィルムの部分だけ、それも150万という上限が決まっているから、それ以上の予算が欲しいなんて言わないのですが、少しでも予算を補助していただくと張り替えられるハウスが、ガラス温室、アクリル波板の……

農業水産課（及川課長） 補助対象としてはビニールハウスということで、補助事業の制度設計をするに当たって、フィルムの交換年数を越えたもののがかなりあるという認識をしましたので、そういったフィルムの交換をしなければいけないハウスについての補助事業ということで制度設計をしております。

今御質問のあったガラス、波板からビニールのほうにということですが、その辺のはっきりしたところが、今手元にないものですから、もしそれが可能であれば、また御連絡いたしますので、ただ、制度上はビニールハウスのフィルムの張り替えということになっておりますので、その部分は認識していただければと思います。

次に、ほかの1から7の関係のものということですが、これは、事前にそれぞれの部会から要望をいただいております、それぞれの既に交付申請——予算をつくるに当たって、それぞれの部会から要望が出ておりますので、もしかしたら、花卉温室部のバッテリー式コンパクトキャリー、こちらが当初予定していた50リッターのコンパクトキャリーが、もう生産中止になっていて、25リッターのものになっているということなので、若干予算額が余りそうです。それは、花卉温室部のほうに聞いていただいて、もしかしたら、もう既に申請が出ているかもしれませんので、変更がきくものなのかどうかというところも確認した上で、回答させていただければと思います。

8 番（井上哲夫委員） それは、花卉温室部、部会で……

農業水産課（及川課長） そうです。部会からの要望です。

すみません、あと、お配りしたものに、ビニールハウスの、ガラス、波板ハウスからのフィルムの張替は対象にならないとしておりますので、もしこういった御要望が多いようであれば、来年度以降について、まだ制度の変更というのは検討いたしますので、そういったお声があれば言っていただければと思います。ただ、今年度については対象にならないということで、よろしく願いいたします。

24 番（神崎享子委員） ありがとうございます。

議長（齋藤義治委員） そのほかにもございますか。

吉原委員。

13 番（吉原 豊委員） 今、農業水産課の田んぼとか土地の集積をどんどんやっているとと思うんですが、耕作するところが広がっているんですね。とは言いながら、新規就農者とか我々農家は、今現在やっている人も高齢化で、もう腰が痛えんだよ、どうしようもねえんだよなんていっているんですが、とは言っても、農家はやっていかなければならない。

何を言いたいかという、消毒とか肥料まきとか、そういうのを、今まで1時間、2時間かかっていたものが、5分とか10分で終わるんですね。何が言いたいかという、ドローンの計画をしてほしいんですよ。

それで、私は、ある人にドローンの計画はしていないのかと聞いたら、ドローンはやらないんだと、見得を切って言ったんですよ、公的機関がですよ。

これはいかがなものかと。どうかひとつ及川さん、ドローンの計画をお願いしますよ。

農業水産課（及川課長） ドローンの計画というのがどういうものなのか、アレですけども、それは、ドローンに対する補助ということですか。それとも、そういうわけではなくて、ドローンの計画というのは……

13 番（吉原 豊委員） だから、ドローンの計画というのは、ドローンをどこまでやるのかというところからスタートするわけですよ。それで、どこかの事業所

にドローンをやってくれないかとプッシュするとかね。その大まとめをやはり農水産課が先頭になってやらないといけないんじゃないですかね。

『農業新聞』などを見ると、あっちこっち、あっちこっちやっているよね。お願いしますよ。

農業水産課（及川課長） 土地改良区ですとか、水利組合の単位でドローンを使ってやっているところもございますので、市が主導して、ここの耕地についてはドローンを飛ばしたほうがいいのかということについては、我々の立場から言えるものではないのではないかなとは思っています。

ただ、地域計画の話し合い等で、そういった御意見は出していただければ、例えばそれを一次計画に位置づけるですとか、ドローンで散布するのに、ドローンそのものを購入するよりも、散布していただける事業者もおりますので、そういったところと連携するだとか、そういったことを考えられるかなと思っております。

先行して、西俣野はドローンをやっているはずですので、農協やなんかも相談していただければ、高倉等についても可能性はあるかなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

13番（吉原 豊委員） そのの、最後のところが「うん」と言わないんだな。これが問題なんだよ。

というのは、なぜかという、いろいろな機構があると思うんだけど、やはり農水産課から進めるんだよというのを言ってもらうのが、一番いいんだね、僕らのところ、実際の話、もうドローンを飛ばしているんだけど、田んぼだと、1町歩の田んぼが30分ぐらいでパッと終わってしまうんだからね。あれが一番いいよ。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、意見として聞いておいてください。

そのほかには何かございませんか。

予算的には、先ほど及川さんが言われたように、今回、非常に増えたわけですよ。7億6,000万円ですから、増えた分だけでも3億1,000万円、

これは、何年か前の1年分の農業予算だったわけですよ。

それで、その財源は、いわゆるふるさと納税がかなり関係しているという話ですけれども、藤沢市にふるさと納税ってどのぐらい来ているんですか。それと、農家の返礼品というのはどのぐらい出ているんですが。数字は大体でいいですけれども。

農業水産課（及川課長） すみません、細かい数字は把握していませんが、今回、ふるさと納税の返礼品として、昨年も西山委員にもお米を協力していただいたりして、そういった部分で、果樹部の皆さんにも「藤稔」ですとか、ナシについては、返礼品として出品していただいているところです。

そういったこともあって、財政課のほうでも、かなり農水産物が貢献しているということの評価をいただいて、約1億つけていただいたということになります。

今年度から、ふるさと納税をするときに、ポータルサイトのところに、「寄附金の使い方」という一覧がありますけれども、大体一番上に「市長にお任せ」というのが来るんですね。その下が、いろいろ「子育て」だとか「まちづくり」だとか、いろいろありますけれども、2番目の項目に「農水産業を守る」というのを入れてもらったんです。そうすると、上のほうにそういう項目が入っていると、寄附者としても、そんなに一番下のほうまで見ないでしょうから、かなりの額がクリックしていただけるのかなというふうに考えておまして、そこは、内部的にも、農業水産業が市税の確保に貢献しているというふうに評価されたものかなというふうに考えております。

議長（齋藤義治委員） 45ページの比較表を見てもらうとよくわかるのですが、全体的に見て、約1,800億の予算があって、そのうちの0.4%ですから、近眼の検査ぐらいの数字しか出ていないのですが、せめて正常に見える1.0%ぐらいまで、ぜひお願いいたします。

ほかに何かございませんか。この際ですから、何かないですか。

井上委員。

8番（井上哲夫委員） 個人的なことですが、水田が今休耕している、つくっていない

いんだけど、下から水がどんどん入ってきていて、水路を超えて隣の田んぼからきているんじゃないかと思うんだけどね。その水路は、数年前に直したんだけど、ただ、U字溝でつくってあるから、下まで完全にコンクリートでやってあるわけではないから、そこからきているんだと思うんだけど、それって、今は正直言ってそこはつくってはいないんだけど、例えば中間管理機構を通して田んぼを借りたいなどという話もあったんだけど、今はそれが進んでいないんですね。正直に、今は水が下からにじんで出ているからということを行ったんですよ。

そういうことが理由であれば直さなければいけないと思っているんだけど、その辺のところは、個人的な水田の話ですが、今予算要望的には、もう遅いんですかね。

農業水産課（坂口課長補佐） 自分たちでやっているところについては、市に対しては、取りまとめは水利組合さんを通していただいているんですね。18日に、水利組合長会議を開催しましたけれども、その席上で、もう一度確認ということで御説明をさせていただいていますが、個人の要望でしたり組合として困っている要望でしたり、様々要望の種類があると思うんですけども、そこは個人負担でやるべき部分なのか、組合として考えるべき部分なのかというところは、組合を通して御相談していただいて、組合長さんを通して連絡をいただくというような形をとらせていただいています。

8番（井上哲夫委員） もちろん水利組合にも、そういうことを、実情を話しているんですけどね。それに返ってくる答えがなかなかなくて、今日こういう機会だからちょっと聞いたところです。個人的で申し訳ないのですがね。

わかりました。もう少しやってみます。

農業水産課（坂口課長補佐） よろしくお願ひします。

議長（齋藤義治委員） 安藤委員。

20番（安藤康彦委員） ちょっと見当違いかもしれないのですが、地域計画で農地を集約してどうのこうのという話が進んでいると思いますけれども、それって、生産性の効率を向上させるためというのが、多分項目としてあると思いますけ

れども、今、この予算とかの中で、ちょっと見た限り、省力化だったり生産性向上というので、それに、よく「スマート農業」という言葉が使われていると思いますが、それが、この中に一言もなかったんですね。

農業水産課にこれを言うのはおかしいのかなのか、ちょっとわからないのですが、市としては、その「スマート農業」を取り入れていくことを考えているのかなということ。

また、新規参入が、法人さんもできるんですけど。

農業水産課（坂口課長補佐） はい。

20番（安藤康彦委員） というので、やはりスマート農業というのがあると、法人さんなんか新規参入してきやすい部分もあると思うのですが、その辺はどうかと思って伺いました。

今年の予算でどうのこうのという話ではなくて、今後の話ですけれども。

農業水産課（坂口課長補佐） スマート農業の推進につきましては、国も当然スマート農業を推進ということで言っておりますので、藤沢市としても推進はしていきたいというふうには考えていますけれども、ただ、その導入に当たっての初期費用がかなり高額になるものが多いですし、例えば国が進めようとしている無人のトラクターだとか、そういったものについては、都市農業地域ではなかなか導入する意味がないのかなというふうに思っております。

スマート農業で、藤沢で進んでいるところと言えば、やはり園芸産地なので、例えばトマトハウスの環境制御ですとか、そういったものについては、県の予算等も活用しながら、これまでも補助をするなりしてきましたので、今年度の産地競争力強化のところには、そういったものは載っておりませんが、これは、あくまでも部会からの要望があったものについて予算化しておりますので、農協ですとか、そういった部会の方々にも、できればいわゆるスマート農業だとか、そういったテクノロジーを使ったものに対しての補助を市としてもやっていきたいので、そういったところへ要望してほしいということはお伝えしているのですが、なかなか難しい状況となっております。

20番（安藤康彦委員） 個人的に、ですけれども、伊勢原のほうで自動の田植え、そういう機械を、スマート農業を取り組んでやっているよというのをちょっと見て、自分も一回見たんですけれども、これは結構省力化が進むなというのが一つあって、それが地域計画に進めば、多分田んぼの一枚の大きさも大きくなっていったりして、そういう機械が導入できるのかなという話があって、伊勢原のそちらは、市が全面にバックアップして、機械代が800万だか900万だかする、それを半分を市が助成して出してくれているみたいな話もあったので、それって、今ここには何も載っていないのですが、多分今年度はできない話だと思うので、そこは部会さんのほうで意見を上げてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

農業水産課（坂口課長補佐） 稲作部会等から、そういった御意見があれば、当然そういうもので、我々としても支援をしていきたいとは思っております。

議長（齋藤義治委員） まだいろいろ意見、質問があろうかと思いますが、この辺で終わりたいと思います。

これから、市長への提言ということで、6月12日に、また農業委員会として意見をまとめて市長へいろいろな要望をしたいと思います。そのときにも皆様方からいろいろな意見を集約して出したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、大変長時間にわたり、ありがとうございました。

農業水産課の皆様方におかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございました。

農業水産課 ありがとうございました。

（農業水産課担当職員 退出）

議長（齋藤義治委員） 以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして4月の総会を閉会といたします。

大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後4時28分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)